令和８年 11 月９日

回　答　書

福岡県知事　　服部　誠太郎

「福岡県営住宅コインパーキング事業者公募募集要項」に関する質問と回答について、下記のとおり公表します。

(回答内容)

No	ページ	項目名	質問内容	回答
1	2	4(2)	複数物件に参加する際、「入札参加申込書」以外の提出書類（法人登記簿謄本および印鑑登録証明書等）は、各物件ごとに１部ずつ必要でしょうか。	設置する設備機器が同じ場合、1部でよいです。
2	2	4(2)	入札参加申込書等の捺印は実印が必須でしょうか。	実印でお願いします。
3	2	4(2)⑦	コインパーキング設置の実績を証明する書類（任意様式）とありますが、具体的にどのような内容を網羅しておく必要がありますか。	名称、住所、台数、開設日、形式などの記入をお願いします。
4	3	4(4)	入札参加申込み後、入札書提出までの間に参加を辞退することは可能でしょうか。 また、辞退する場合の手続き（辞退届の提出要否、提出期限、提出方法等）がございましたらご教示ください。	辞退することは可能です。辞退する場合は、任意様式となりますが、不参加が決定次第、辞退届の提出をお願いします。
5	5	9(2)	駐車形式はゲート式又はフラップ式とありますが、フラップレス式でも問題ないでしょうか。	ゲート式またはフラップ式に限ります。

No	ページ	項目名	質問内容	回答
6	5	9(2)イ	駐車場内に防犯カメラの設置は可能でしょうか。	可能です。ただし、事前に県の承認を受けた上で、自治会及び入居者への周知が必要となります。
7	5	9(2)エ	参考区画数について、老司団地および板付団地は、現在の区画数より各 1 台少ない区画数が記載されておりますが、この 1 区画分は精算機や看板等の設置スペースとして想定されているという理解でよろしいでしょうか。また、現在の区画数と同数（老司団地 10 台、板付団地 8 台）での提案・運営は可能でしょうか。 その場合、精算機については車室横の空きスペース等を活用して設置することは可能でしょうか。機器やサイン看板の設置位置に関する制限等がございましたらご教示ください。	精算機や看板等の設置スペースとして、1 台少ない区画数を記載しております。 また、機器や看板等の設置については使用面積以内で設置をお願いします。 ただし、参考区画数と異なる場合（老司団地 10 台、板付団地 8 台）は県との協議が必要になります。
8	5，9		募集要項 P5「東領団地　参考区画数 11 台」 募集要項 P9「参考区画数は 12 台としています」 参考区画数の台数が異なりますが、現状の運営台数である 11 台が正の参考区画数という認識でよろしいでしょうか。	現状の運営台数である 11 台が正の参考区画数です。

No	ページ	項目名	質問内容	回答
9	6	9(2)シ	施設賠償責任保険には加入しますが、当社設置物以外については、保険適用外となります。要綱記載の「フェンス等」とは具体的にどのような施設・設備を指すのかご教示ください。 また、建物躯体（外壁、基礎、柱、梁等）や建物附帯設備については、「フェンス等」に含まれない認識でよろしいでしょうか。さらに、万一、利用者による建物への衝突事故等により建物の躯体または設備に損傷が生じた場合において、加害者が特定できない場合、事業者に負担義務が生じるのかご教示ください。	フェンス等とは、使用許可面積以内またはその周辺に設置している工作物（電灯や看板など）を指し、建物躯体や建物附帯設備は含みません。 また、コインパーキング事業に係る事故によって生じた費用につきましては、加害者が特定できない場合も、事業者の負担となります。
10	9	各種駐車場配置図	各駐車場の現状レイアウトのCAD データの提供は可能でしょうか。もしくは、寸法や縮尺が記載された図面をご提供いただくことは可能でしょうか。提案レイアウトの作成および設置機器配置の検討に必要となるため、ご教示ください。	CADデータはございませんが、1区画あたり2.5m×5m=12.5㎡となっております。その他のレイアウトにつきましては、現地にてご確認をお願いします。